



鹿児島市民が健康で文化的な生活を営むために、その生活環境は必要最低限どの程度の水準になければならないか——市では、今後の住みよい町づくりの道標として「生活環境基準（シビルミニマム）」を設定することを決め、一月十六日この基準設定にあたる専任のプロジェクトチームを発足させました。

補助金などは

八十五日から  
体の状態  
受診希望

て 診 査

レントゲン撮影、心電図  
検査、胃の透視撮影、昭和  
底検査などの精密診査。  
**料 金** 特別な場合の他無料  
持つて行くもの 老人健康証。  
査記録票と健康保険証。

なお、診査記録票はでき  
だけ前回配付したものを使つ  
ていただきますが、用紙を紛  
失した人、最近転入した人な  
どではじめて受ける人はつぎ  
の所でもらつてください。

▲地区の老人クラブ会長宅を  
たは民生委員宅、福祉事務所  
の福祉課（電話②一一一内  
線三四九）、同谷山分室（公  
山支所内、⑩二二一一）。

自動車の所有者へ 原付や軽自動車の所有者へ

ぜひ確かめてください。  
万一、台帳に名えがの  
つたままになつてると、  
いつまでも課税されますし  
また、下取りに出し  
たその車を他の人が  
譲り受け、乗つて、い  
て事故でも起こすと  
あとで自分に思わぬ  
迷惑がかかつてくる  
ことにもなりかねま  
せん。

ぜひ、つきの所で  
確かめましょう。

◆原動機付自転車…  
市民税課（電話29-1  
一一内線二七五）  
または各支所（谷山  
：68二一一、伊敷  
：29二一一、東桜  
鳥：一番）。

◆軽自動車…県軽自動車協  
会（電話64七七一）。

▼前述の期間中、免除期間の  
ある人は全部納めた人と同じ  
額の年金を受けられるようによ  
る。免除期間分に相当する保険料  
をぜひ納めましょう。

特に、昭和三十六年度に免  
除を受けた保険料はことじの  
三月までに納めないと時効にな  
り納められなくなります。  
※いま、相談しなければなら  
ないのは次の人がとです。  
○昭和36年4月～昭和46年3  
月の間に未納（または免除）  
期間のある人、特に昭和36年  
ごろ免除を受けた人。  
○免除期間が切れたあと（ま  
たは免除を受ける前）未納の  
ある人。

◎国民年金から他の年金へ移  
る前に（または他の年金から  
国民年金に移つてから）未納  
または免除期間のある人。  
○住所の異動届を出す時は：  
転入、転居などで住民異動  
届を市役所か支所に出す際は  
国民年金被保険者は年金手帳  
を、国民年金受給者は年金闇  
係証書を必ずお持ちください。

緑を愛護し増やしましょう

2月は緑と花いっぱいの環境をつくるための市民運動強調月間です。明るく、たくましく、うるわしい太陽国体を実現するためには緑の町づくりに力をあわせましょう。

■ 街路や公園などの樹木を愛護するとともに、地域の  
一人一人が次のことを心がけよう

花壇、フラワーポットなどの草花の手入れにもすすんで協力を！特に樹木の近くでたき火をしたり、枝を折ったり、木登りしたりすることはやめたいものです。

- 赤ちゃんの誕生を祝って、市からお贈りしている苗木は自宅の庭か公園などに、ぜひ植えましょう。
  - 緑の月間（10日～3月10日）行事の一つとして、学校や職場を通じて行なわれる緑の羽根・バッジ・ネクタイ止め募金運動にもご協力を！

